

四半期報告書

(第19期第1四半期)

株式会社ウェッジホールディングス

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
3 【経営上の重要な契約等】	7
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期連結財務諸表】	11
2 【その他】	20
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	21

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年2月14日

【四半期会計期間】 第19期第1四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

【会社名】 株式会社ウェッジホールディングス

【英訳名】 Wedge Holdings CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 此下 竜矢

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町一丁目9番4号 ヒューリック日本橋本町一丁目ビル

【電話番号】 03-6225-2161

【事務連絡者氏名】 開示担当 小竹 康博

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町一丁目9番4号 ヒューリック日本橋本町一丁目ビル

【電話番号】 03-6225-2161

【事務連絡者氏名】 開示担当 小竹 康博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期 第1四半期 連結累計期間	第19期 第1四半期 連結累計期間	第18期
会計期間	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	自 2018年10月1日 至 2019年9月30日
売上高 (千円)	2,496,027	2,184,698	9,318,905
経常利益 (千円)	15,919	38,343	212,652
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失(△) (千円)	△159,739	△220,688	△448,133
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△754,120	119,791	△251,631
純資産額 (千円)	17,721,858	18,330,764	18,228,935
総資産額 (千円)	48,530,571	44,934,905	43,979,140
1株当たり四半期(当期)純損失 (△) (円)	△4.47	△6.17	△12.53
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	15.7	16.8	17.1

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第18期第1四半期連結累計期間、第19期第1四半期連結累計期間及び第18期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益又は潜在株式調整後1株当たり四半期純損失については、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある以下の事象が発生しております。

なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日時点で当社グループが判断したものであります。

1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項等について

タイSECは、2017年10月16日付で、タイ法務省特別捜査局（以下「タイDSI」という。）に対しGroup Lease PCL.（以下「GL」という。）元最高経営責任者（CEO）であった此下益司氏が、偽計及び不正行為を行った可能性を指摘し、同氏に対して調査を進めるよう、タイDSIに対し申し立てをしたことを公表いたしました。

調査の対象となった取引は、GLの連結子会社であるGroup Lease Holdings PTE. LTD.（以下「GLH」という。）が貸主となり、キプロス及びシンガポールの借主に対する54百万USドルの融資取引（以下「GLH融資取引」という。）が、此下益司氏の指示により貸主グループ会社間で送金され、最終的にGLHへの分割弁済に充当されていること、また、そのGLH融資取引に係る年利14～25%利息収入が過大に計上されることで、GLの連結財務諸表は適正な開示を行っていないというものです。

当該事案は、タイDSIの調査の結果、刑事告訴に繋がる可能性が含まれており、これにより、此下益司氏は、GLの取締役並びに経営者の資格を喪失し、同日付けでそれらの地位を退任することとなりました。

また、タイSECは、2017年10月19日付で、GLが財務諸表の訂正を行わない場合、及びGLの取締役が財務諸表の訂正を行わず、虚偽又は不適切な財務諸表の提出をする場合には、タイ証券取引法に違反することになるとの通知を行いました。

2017年10月27日に、GL会計監査人のEY Office Limited（以下「EY」という。）から、GLの財務諸表に関して「無限定適正意見」から「意見不表明」に変更した修正監査報告書又は四半期レビュー報告書を受領しました。修正の対象となった財務諸表は過去に遡及し、

- ・2016年12月期の連結財務諸表（2017年2月28日発表）
- ・2017年12月期第1四半期財務諸表（2017年5月12日発表）
- ・2017年12月期第2四半期財務諸表（2017年8月15日発表）

と3回分となります。

（なお、上記3回分の報告書につきましては、2017年12月25日に、GLH融資取引の会計処理を除外事項とした限定付適正意見又は限定付結論に修正する報告書をGLは受領いたしました。）

また、GLは、2017年11月14日に、GLH融資取引に関連した貸付債権に対し、全額損失引当金を計上したことなど含む第3四半期（2017年9月）の決算を公表しており、EYからタイSECの指摘事項及びGLH融資取引の会計処理等を限定事項とする限定付結論の四半期レビュー報告書を受領しております。

当社グループでは、これらの事象に対して、GLにおいて、問題となるGLH融資取引の特定を進めるためにタイSECに対し照会等を行うなど、該当期間の財務諸表並びにGLH融資取引に関して、調査及び見直しを進めてまいりました。

GLでは、GLH融資取引に対して、独立した監査法人による特別監査を実施しましたが、タイSEC指摘の根拠を特定することはできませんでした。

また、GLH融資取引の実態、取引の適正性を調査するため、2017年11月17日に、第三者委員会を設置することを決議し、第三者委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

2017年12月12日に、第三者委員会の中間報告書を受領しましたが、タイSECの指摘の根拠を特定するには至りませんでした。

また、2018年7月31日に、GLではタイSECの決算訂正命令に対応して比較情報としての2016年12月末決算を含む2017年12月末決算を訂正しました。当該GLの過年度決算の訂正是、タイSECの決算訂正命令に対応したものですが、訂正原因となる誤謬が特定されていないこと等を考慮し、当社としましては、GLの訂正処理は当社の決算には反映させず、前々々連結会計年度の会計処理を踏襲しております。

当社グループといたしましては、引き続き、タイSECやタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

なお、捜査の動向次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

2. JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について

当社連結子会社であるGLが発行した総額180百万USドル（当四半期連結会計期間末197億円）の転換社債保有者であるJTRUST ASIA PTE. LTD.（以下、「JTA」という。）は、GLがタイSECから2017年10月16日及び同月19日にGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、錯誤を理由として、2017年11月30日付けで、転換社債の投資契約解除と転換社債180百万USドルの即時一括弁済等を請求をしており、タイ王国及びシンガポール共和国においてGL並びにGLH等に対して各種の訴訟が提起されており、係争中となっております。

JTAが行っている訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。

	(GL)損害賠償請求訴訟	(GL)会社更生申立訴訟	(GLH)損害賠償請求訴訟	(GLH)暫定的資産凍結命令申立訴訟
1. 訴訟提起日	2018年1月9日	2018年1月10日	2017年12月26日	2017年12月26日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J トラスト株式会社の子会社である J T A は、当社連結子会社GLの転換社債（合計2億1千万米ドル）を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、J T A はGLに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債（1億8千万米ドル相当）の全額一括返済を要求しておりました。GLといたしましては、当該投資契約の解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りをしつつも、円満解決に向け誠実に対応して参りました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、JTAは、GL及びGLH等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促す為に、同社グループの財務諸表を改ざんし、GLが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、GL及びGLHに対し損害賠償請求を求めるべく、これら一連の訴訟を提起したものです。			
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) J Trust Asia Pte. Ltd. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役社長 藤澤信義	同左	同左	同左
4. 訴訟内容	JTAは、タイ王国において、GL、GL取締役3名、並びに此下益司氏に対し、JTAの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。	JTAは、タイ王国において、GLの会社更生手続きの開始を求め訴訟を行っております。	JTAは、シンガポール共和国において、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他5社に対し、JTAの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。	シンガポール共和国において、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他1社に対し、通常の事業業務で生じる以外の資産取引の禁止、及び、シンガポール国外への1億8千万米ドルまでの資産移転・処分を禁止するものです。
5. 裁判の進展	係争中です。	2019年8月15日付で会社更生申立ては全面的に棄却されました。その後、2019年11月26日にJTAによる控訴が申立てられ現在も係争中です。	2020年2月12日付でシンガポール共和国高等裁判所は、JTAの請求をすべて棄却し、JTAに対し被告に生じた費用を支払うように命じる判決が下されました。その後、2020年2月13日にJTAによる控訴が申立てられ現在も係争中です。	2018年2月23日シンガポール共和国高等裁判所は暫定的資産凍結命令を停止し解除する決定を下しており、その後、JTAは2回暫定的資産凍結命令に関する審判保留の申立てを行いましたが、却下されております。なお、JTAは、同時に、暫定的資産凍結命令の停止、解除を不服として、当該決定の棄却（暫定的資産凍結命令の復活）を求め控訴の申立てを行っておりましたが、2018年6月1日に結審し暫定的資産凍結命令が発令されております。また、2020年2月12日付で損害賠償請求が棄却されたことを受け、暫定的資産凍結命令については変更・解除される可能性があります。

上記の他、G Lは、2018年5月3日付けでJTA及びJTAの親会社であるJ トラスト株式会社（以下、「J トラスト」という。）から、彼らが提起した訴訟に対して、G Lが法的要件を満たさない等と公表しているリリースが不正行為であると主張し名誉毀損による損害賠償を請求（結論として20,271,232.88タイバーツ（2018年5月22日のレート3.46円換算で約70百万円））する訴訟を提起され、2020年3月20日に判決が出る予定となっていましたが、2020年1月16日にJ トラストとJTAにより当該訴訟は取り下げられました。

また、当社子会社であるPT Group Lease Finance Indonesiaは、PT BANK JTrust Indonesia, Tbk. から、Joint Finance Agreementにおいて契約違反があるという理由でIDR3,696,408,863（1円をIDR130.21で換算すると約27百万円）及びIDR100,000,000,000（1円をIDR130.21で換算すると約7.67億円）の損害賠償を請求する訴訟を提起されましたが、2019年12月3日にPT Bank JTrust Indonesia, Tbk. による損害賠償請求は棄却される判決が下されています。

これらの係争等の結果次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 繼続企業の前提に関する重要な事象等

当第1四半期連結累計期間において、上記1. 2の事象が発生しておりますが、これらについて、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

当該状況を解消又は改善するための対応策は「2. 経営者による財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（2）事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該事象を解消し、改善するための対応策」に記載しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当社グループは当第1四半期連結累計期間においては、減収増益となりました。売上高は21億84百万円（前年同四半期比12.5%減）、営業利益は86百万円（同76.4%増）、経常利益は38百万円（同140.9%増）、親会社株主に帰属する四半期純損失は2億20百万円（前年同四半期は1億59百万円の純損失）となりました。

主な要因といたしましては、売上高につきましては、当社グループの主要事業であるDigital Finance事業において昨年8月までの裁判に関わり事業の戦略的選択として営業貸付金を減少させておりました結果、減少となりました。8月の勝訴以降、特に当第1四半期においては大きく新規契約等が伸長しており、成長路線へと大きく舵を切っております。今後の事業進行に伴い増収に転じることを見込んでおります。営業利益につきましては、Digital Finance事業において売上高の減少が見られたものの、それ以上に経費削減効果が寄与して同事業との利益は拡大しました。また、経常利益につきましても増益となりました。当期純利益につきましては、投資有価証券評価損を特別損失に計上したことが減益要因となっております。

当社といたしましては、今後とも短期的な景気判断や収益について適切に対処しながらも、それらに囚われるこなく、中長期的視点で経済成長する地域に適切に投資し、当社の成長を目指していくものです。

なお、上記金額に消費税等は含まれておりません。

セグメントの業績は次のとおりであります。

① Digital Finance事業

当事業の当第1四半期連結累計期間における業績は減収増益となりました。全体として、昨年8月まで継続しておりますタイ王国における大型の裁判に伴い、営業貸付金を減少させる保守的な営業方針を探っていたことにより、営業貸付金総額が減少したことが減収の要因です。昨年8月の勝訴以降は積極的な営業方針に変更しております。内訳としましては、ミャンマー王国ではリース、グループローン等の営業貸付金拡大が継続し、売上高が拡大しました。一方、タイ王国、カンボジア王国、インドネシア共和国においては上記訴訟関連のため、営業貸付金を減少させております。一方、利益においては、債権の質の向上を目指し、事業再編を進めたこともあり、不良債権並びに経費削減効果が大きく寄与し増益となっております。当該ビジネスモデル再編は今後の売上高成長並びに利益向上のために必要な戦略的行動であると考えております。

また、当事業では、より高収益な企業体质を目指し、中期経営計画を発表して、アジア各国で収益構造改革に着手しており、今後は①全グループにおいて売上高増大よりも債権の質とオペレーションの効率化を徹底し、②各国のマクロミクロの状況を加味して全グループのガバナンスを向上させ、③リソースの再配分と新規獲得を進めることで、A. 短期的には利益率向上、B. 中期的には2020年以降の強い成長、C. 長期的かつ最終的には、アジアのローカル市場に適切な資金を提供して、各国国民の生活向上や起業家精神の涵養を果たしてまいりこととしておりましたが、このうちAは終わり、B段階に移ったと考えております。

この結果、売上高は20億51百万円（前年同四半期比11.8%減）、セグメント利益（営業利益）は1億32百万円（同8.0%増）となりました。

② コンテンツ事業

当事業は、主にトレーディングカードゲーム制作やエンターテインメント関連の書籍及び電子書籍の制作、音楽並びに関連商品の製作を行っており、様々なコンテンツを商品・イベント化する企画制作・編集・制作に独自性を持ち展開しております。

当事業の当第1四半期連結累計期間における業績につきましては、売上高回復の兆しが見えております。しかしながら、日本における出版業界は、低調な事業環境から未だ脱却しきれておらず、引き続き構造改革を進めております。当該構造改革により、売上高は前年同四半期とほぼ同様の水準となりましたが、国内において支出の削減を積極的に進めた結果、利益が回復傾向となりました。また、海外展開を積極的に進めることで、本格的な事業拡大につなげる方針を継続してまいります。

今後も中期経営計画アクセルプランⅢ「再発進」に基づいて、アジア市場においては同事業を大きく伸張させ利益貢献を果たしてまいります。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間における業績は、売上高1億33百万円（前年同四半期比1.4%減）、セグメント利益（営業利益）は10百万円（同945.5%増）となりました。

③ 財政状態

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末と比べて9億55百万円増加し、449億34百万円となりました。

流動資産は11億50百万円増加し、357億40万円となりました。主な内訳は現金及び預金の増加5億92百万円、営業貸付金の増加5億15百万円等あります。

固定資産は1億95百万円減少し、91億94百万円となりました。主な内訳は有形固定資産の減少14百万円、無形固定資産の増加21百万円、投資その他の資産の減少2億2百万円等あります。

流動負債は6億36百万円増加し、121億12百万円となりました。

固定負債は2億17百万円増加し、144億91百万円となりました。

純資産は1億1百万円増加し、183億30百万円となりました。主な内訳は親会社株主に帰属する四半期純損失の計上による利益剰余金の減少2億20百万円、為替換算調整勘定の増加2億42百万円、非支配株主持分の増加79百万円等あります。

なお、資本の財源及び資金の流動性に係る情報につきましては、当第1四半期連結累計期間においては特筆すべき事項はありません。

(2) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象を解消し、改善するための対応策

事業等のリスク「1. タイ証券取引委員会（以下、「タイSEC」という。）から公表された事項等について」に記載した事項に関しましては、当社グループといたしましては、引き続き、タイSECやタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

事業等のリスク「2. JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について」に記載した事項に関しましては、当社グループでは、法律顧問と相談し検討を進めており、当該転換社債の早期償還に関する権利及び投資契約の解消の権利については、JTAが早期償還の権利を行使できる条件は何ら整っておらず、また当該投資契約の解除事由は生じておりませんので、JTAによる投資契約の解消、及び、転換社債の早期償還要求は行えないものと認識しております。

当社グループといたしましては、当社グループの正当性を主張すべく肅々と法的対応を進めてまいりの所存であり、JTAに対し必要かつ適切な法的措置をとってまいります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,842,000
計	100,842,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2019年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	35,794,478	35,794,478	東京証券取引所 J A S D A Q (グロース)	当社の単元株は100株であります。
計	35,794,478	35,794,478	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2020年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使(旧商法に基づき発行された転換社債の転換及び新株引受権付社債の権利行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年 10月 1日～ 2019年 12月31日	—	35,794,478	—	4,007,892	—	3,530,595

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 39,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,753,700	357,537	—
単元未満株式	普通株式 1,378	—	—
発行済株式総数	35,794,478	—	—
総株主の議決権	—	357,537	—

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2019年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

② 【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社ウェッジ ホールディングス	東京都中央区日本橋本町 一丁目9番4号 ヒューリック日本橋本町 一丁目ビル	39,400	—	39,400	0.11
計	—	39,400	—	39,400	0.11

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人アリアによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,209,727	11,802,443
受取手形及び売掛金	64,924	71,999
営業貸付金	29,305,201	29,821,062
商品及び製品	1,750	1,359
仕掛品	18,917	10,118
原材料及び貯蔵品	204,283	216,183
短期貸付金	483,638	501,027
その他	2,184,944	2,422,837
貸倒引当金	△8,883,634	△9,106,401
流動資産合計	34,589,754	35,740,630
固定資産		
有形固定資産	345,836	331,787
無形固定資産		
のれん	1,321,061	1,350,138
その他	384,901	377,488
無形固定資産合計	1,705,963	1,727,626
投資その他の資産		
投資有価証券	2,368,614	1,943,897
関係会社株式	4,097,110	4,284,965
長期貸付金	119,670	85,496
破産更生債権等	29,432	149,954
繰延税金資産	430,021	488,682
外国株式購入預託金	24,218	24,218
その他	363,109	372,761
貸倒引当金	△94,592	△215,115
投資その他の資産合計	7,337,584	7,134,861
固定資産合計	9,389,385	9,194,275
資産合計	43,979,140	44,934,905

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	46,425	44,251
1年内償還予定の社債	7,635,528	7,742,298
短期借入金	69,029	70,031
関係会社短期借入金	353,894	373,894
1年内返済予定の長期借入金	17,723	-
未払法人税等	16,170	103,732
引当金	151,584	135,215
その他	3,185,945	3,643,571
流動負債合計	11,476,303	12,112,995
固定負債		
転換社債	14,035,653	14,228,156
繰延税金負債	143,818	178,225
退職給付に係る負債	86,714	77,003
その他	7,715	7,760
固定負債合計	14,273,901	14,491,146
負債合計	25,750,204	26,604,141
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,007,892	4,007,892
資本剰余金	6,118,472	6,118,472
利益剰余金	△2,666,038	△2,886,726
自己株式	△40,961	△40,961
株主資本合計	7,419,365	7,198,676
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,957	6,204
為替換算調整勘定	113,828	356,696
その他の包括利益累計額合計	119,786	362,901
新株予約権	15,296	15,296
非支配株主持分	10,674,487	10,753,889
純資産合計	18,228,935	18,330,764
負債純資産合計	43,979,140	44,934,905

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)
売上高	2,496,027	2,184,698
売上原価	474,903	386,983
売上総利益	2,021,124	1,797,714
販売費及び一般管理費	1,972,132	1,711,312
営業利益	48,991	86,402
営業外収益		
受取利息	68,405	62,491
受取配当金	27,836	-
為替差益	49,739	-
持分法による投資利益	80,752	137,443
その他	32,594	1,133
営業外収益合計	259,328	201,068
営業外費用		
支払利息	24,943	2,833
社債利息	234,515	182,769
為替差損	-	44,953
貸倒引当金繰入額	32,209	18,555
その他	731	15
営業外費用合計	292,399	249,127
経常利益	15,919	38,343
特別損失		
投資有価証券評価損	-	486,397
特別損失合計	-	486,397
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	15,919	△448,053
法人税、住民税及び事業税	213,474	126,924
法人税等調整額	47,662	△12,237
法人税等合計	261,137	114,686
四半期純損失(△)	△245,217	△562,740
非支配株主に帰属する四半期純利益	85,478	342,051
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△159,739	△220,688

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)
四半期純損失(△)	△245,217	△562,740
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△232	9,324
為替換算調整勘定	△578,609	663,905
持分法適用会社に対する持分相当額	69,939	9,300
その他の包括利益合計	△508,902	682,531
四半期包括利益	△754,120	119,791
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△291,356	25,331
非支配株主に係る四半期包括利益	△462,763	94,460

【注記事項】

(追加情報)

(連結子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有する貸付債権等について)

当社連結子会社でタイ証券取引所上場のGroup Lease PCL.（以下、「G L」という。）は、その子会社Group Lease Holdings PTE. LTD.（以下、「G L H」という。）を通じ、中小企業及び戦略的ビジネスパートナーへの貸付（以下、「G L H融資取引」という。）を行っております。

G Lは、キプロス及びシンガポールの借主に対するG L H融資取引について、2017年10月16日及び同月19日にタイ証券取引委員会（以下、「タイSEC」という。）からG L元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などの指摘を受けました。また、タイSECは、タイ法務省特別捜査局（以下、「タイDSI」という。）に対し調査を進めるよう、申し立てを行い、現在タイDSIによる調査が行われております。

当社は、タイSECの指摘の事実関係等について調査するため、当社において第三者委員会を設置しG L H融資取引を調査しました。また、G Lでは、新たに、キプロス及びシンガポールの借主へのG L H融資取引に対して独立した監査法人による特別監査も実施しましたが、タイSECの指摘の根拠を特定することはできておりません。

当社では、第三者委員会の調査結果等も踏まえ、今後、タイ捜査当局による捜査並びに指導により会計的な影響の及ぶ可能性等を考慮し、前々々連結会計年度の年度末決算から、タイSEC指摘のG L H融資取引に関する貸付金債権全額（営業貸付金及び未収利息）に対して保守的な観点から貸倒引当金を設定し、営業貸付金元本相当については特別損失に貸倒引当金繰入額を計上し、未収利息相当については、売上高から減額する処理をし、それ以後の売上高計上は取りやめております。

また、2018年7月31日に、G LではタイSECの決算訂正命令に対応して比較情報としての2016年12月末決算を含む2017年12月末決算を訂正しました。当該G Lの過年度決算の訂正は、タイSECの決算訂正命令に対応したものですが、訂正原因となる誤謬が特定されていないこと等を考慮し、当社としましては、G Lの訂正処理は当社の決算には反映させず、前々々連結会計年度の会計処理を踏襲することといたしました。

当第1四半期連結累計期間におけるタイSEC指摘のG L H融資取引に関する貸付債権（概算値）は、貸付元本（営業貸付金）6,133百万円（前連結会計年度末6,051百万円）、未収利息（流動資産その他）271百万円（前連結会計年度末268百万円）となっており、当該貸付債権全額（営業貸付金及び未収利息）について貸倒引当金6,405百万円（前連結会計年度末6,319百万円）を設定しております。また、当第1四半期連結累計期間の関連利息収入（売上高）は一百万円（前連結会計年度は一百万円）となっております。

なお、借主に対しては返済を要請しており、担保資産の処分のための法的措置も進めております。今後とも、着実な債権の回収を図ってまいります。

(JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について)

当社連結子会社であるG Lが発行した総額180百万USドル（当第1四半期連結会計期間末197億円（1年内償還予定の転換社債55億円及び転換社債142億円））の転換社債保有者であるJTRUST ASIA PTE. LTD.（以下、「JTA」という。）は、G LがタイSECから2017年10月16日及び同月19日にG L元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、錯誤を理由として、2017年11月30日付けで、転換社債の投資契約解除と転換社債180百万USドルの即時一括弁済等を請求をしており、タイ王国及びシンガポール共和国においてG L並びにG L H等に対して各種の訴訟が提起されており、係争中となっております。

JTAが行っている訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。

(1) JTAが行っている訴訟の概要

	(GL)損害賠償請求訴訟	(GL)会社更生申立訴訟	(GLH)損害賠償請求訴訟	(GLH)暫定的資産凍結命令申立訴訟	
1. 訴訟提起日	2018年1月9日	2018年1月10日	2017年12月26日	2017年12月26日	
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J トラスト株式会社の子会社である J T A は、当社連結子会社GLの転換社債（合計2億1千万米ドル）を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、J T A はGLに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債（1億8千万米ドル相当）の全額一括返済を要求しておりました。GLいたしましては、当該投資契約の解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りをしつつも、円満解決に向け誠実に対応して参りました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、JTAは、GL及びGLH等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促す為に、同社グループの財務諸表を改ざんし、GLが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、GL及びGLHに対し損害賠償請求を求めるべく、これら一連の訴訟を提起したものです。				
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) J Trust Asia Pte. Ltd. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役社長 藤澤信義	同左	同左	同左	
4. 訴訟内容	JTAは、タイ王国において、GL、GL取締役3名、並びに此下益司氏に対し、JTAの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。	JTAは、タイ王国において、GLの会社更生手続きの開始を求め訴訟を行っております。	JTAは、シンガポール共和国において、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他1社に対し、通常の事業業務で生じる以外の資産取引の禁止、及び、シンガポール国外への1億8千万米ドルまでの資産移転・処分を禁止するものです。		
5. 裁判の進展	係争中です。	2019年8月15日付でJTAによる会社更生申立ては全面的に棄却されました。その後、2019年11月26日にJTAによる控訴が申立てられ現在も係争中です。	2020年2月12日付でシンガポール共和国高等裁判所は、JTAの請求をすべて棄却し、JTAに対し被告に生じた費用を支払うように命じる判決が下されました。その後、2020年2月13日にJTAによる控訴が申立てられ現在も係争中です。	2018年2月23日シンガポール共和国高等裁判所は暫定的資産凍結命令を停止し解除する決定を下しており、その後、JTAは2回暫定的資産凍結命令に関する審判保留の申立てを行いましたが、却下されております。なお、JTAは、同時に、暫定的資産凍結命令の停止、解除を不服として、当該決定の棄却（暫定的資産凍結命令の復活）を求め控訴の申立てを行っておりましたが、2018年6月1日に結審し暫定的資産凍結命令が発令されております。また、2020年2月12日付で損害賠償請求が棄却されたことを受け、暫定的資産凍結命令については変更・解除される可能性があります。	

上記の他、G Lは、2018年5月3日付でJTA及びJTAの親会社であるJ トラスト株式会社（以下、「J トラスト」という。）から、彼らが提起した訴訟に対して、G Lが法的要件を満たさない等と公表しているリリースが不正行為であると主張し名誉毀損による損害賠償（結論として20,271,232.88タイバーツ（2018年5月22日のレート3.46円換算で約70百万円））等を請求する訴訟を提起されて、2020年3月20日に判決が出る予定となっておりましたが、2020年1月16日にJ トラストとJTAにより当該訴訟は取り下げられました。

(2) G Lの見解及び対応について

G L及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、当該転換社債の早期償還に関する権利及び投資契約の解消の権利については、JTAが早期償還の権利を行使できる条件は何等整っておらず、また当該投資契約の解除事由は生じておりませんので、JTAによる投資契約の解消、及び、転換社債の早期償還要求は行えないものと認識しております。また、上記一連の訴訟についてはいずれも不当なもので、当社グループの事業運営は、現状上記一連の訴訟により影響を受けるものではありません。

なお、G L Hに対する暫定的資産凍結命令につきましては、現時点においてG L Hの資産はDigital Finance事業の一部であり、G L Hの日常的かつ適切な事業業務で生じる資産取引等は制限されておりませんので、当該資産凍結命令が当社グループに与える影響は大きくないと判断しております。

G L及び当社といたしましては当社グループの正当性を主張すべく肅々と法的対応を進めてまいりの所存であり、JTAに対し必要かつ適切な法的措置をとつてまいります。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

(訴訟事件)

当社連結子会社であるGLとGLHは、GLが発行した転換社債保有者であるJTRUST ASIA PTE. LTD.（以下、「JTA」という。）から、タイ王国とシンガポール共和国において、JTAの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償など複数の訴訟を提訴されており、係争中です。

当社グループといたしましては、これらは、不当な訴えであると考えております。損害賠償責任はないものと判断しております。本件につきましては、法律顧問と協議の上、対応しております。

また、当社の連結子会社であるPT Group Lease Finance Indonesiaは、PT Bank JTrust Indonesia, Tbk. から Joint Finance Agreementにおいて契約違反があるという理由で、IDR3,636,408,863（1円をIDR130.21で換算すると約27百万円）及びIDR100,000,000,000（1円をIDR130.21で換算すると約767百万円）の損害賠償を請求する訴訟を提起されましたが、2019年12月3日にPT Bank JTrust Indonesia, Tbk. による損害賠償請求は棄却されております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)
減価償却費 のれんの償却額	48,823千円 36,984	43,911千円 37,713

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注) 3
	Digital Finance事 業	コンテン ツ事業	計				
売上高							
外部顧客への 売上高	2,326,054	134,967	2,461,022	35,005	2,496,027	—	2,496,027
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	2,326,054	134,967	2,461,022	35,005	2,496,027	—	2,496,027
セグメント利益 又は損失 (△)	122,994	1,046	124,041	△29,159	94,881	△45,890	48,991

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規事業開発等及び投資育成事業を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額△45,890千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主なものは本社の管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注) 3
	Digital Finance事 業	コンテン ツ事業	計				
売上高							
外部顧客への 売上高	2,051,640	133,057	2,184,698	—	2,184,698	—	2,184,698
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	2,051,640	133,057	2,184,698	—	2,184,698	—	2,184,698
セグメント利益 又は損失 (△)	132,835	10,936	143,772	△20,567	123,204	△36,802	86,402

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規事業開発等及び投資育成事業を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額△36,802千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主なものは本社の管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2018年10月 1 日 至 2018年12月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2019年10月 1 日 至 2019年12月31日)
(1) 1 株当たり四半期純損失 (△)	△4円47銭	△6円17銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失 (△) (千円)	△159,739	△220,688
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
親会社株主に帰属する四半期純損失 (△) (千円)	△159,739	△220,688
普通株式の期中平均株式数(株)	35,755,078	35,755,078
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	一円一銭	一円一銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注)前第 1 四半期連結累計期間及び当第 1 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月14日

株式会社ウェッジホールディングス

取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウェッジホールディングスの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

限定付結論の根拠

(追加情報)に関する注記(連結子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有する貸付債権等について)に記載されているとおり、会社の連結子会社であるGroup Lease PCL. (以下「GL」という。) の子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有する貸付債権等(以下「GLH融資取引」という。)に関連して、GLは、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などの指摘を受け、現在、タイ法務省特別捜査局による調査が行われている。この指摘に対し会社グループでは第三者委員会を設置しGLH融資取引を調査等したが、現在においても、タイSEC指摘の根拠を特定することはできていない。会社は第三者委員会の調査結果等も踏まえ、今後、タイ捜査当局による捜査並びに指導により会計的な影響の及ぶ可能性等も考慮し、前々連結会計年度から、タイSEC指摘のGLH融資取引に関連する貸付債権全額(営業貸付金及び未収利息)に対して保守的な観点から貸倒引当金を設定しており、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間末における当該貸付金債権全額(営業貸付金及び未収利息)に対する貸倒引当金は6,405百万円となっている。

当監査法人は、第三者委員会調査結果等の検討やGL会計監査人からの協力を得て独自にも追加的な検討を行ったものの、タイSEC指摘のGLH融資取引に関連するこれらの項目及びその比較情報について十分かつ適切な監査証拠を入手することはできず、これらの金額に修正が必要になるかどうかについて判断することができなかつたため、前々連結会計年度並びに前々連結会計年度及び前連結会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明した。

これらの事項は、当連結会計年度の第1四半期連結累計期間においても解消していないため、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明する。

限定付結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウェッジホールディングス及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

(追加情報)に関する注記 (JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について) に記載されているとおり、会社連結子会社G L Hは、G L Hが発行した180百万USドルの転換社債保有者であるJTRUST ASIA PTE. LTD. から転換社債の即時一括弁済などを請求されており、タイ王国及びシンガポール共和国において、G L H並びにG L H等に対し各種の訴訟が提起され係争中である。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年2月14日
【会社名】	株式会社ウェッジホールディングス
【英訳名】	Wedge Holdings CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 此下 竜矢
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目9番4号 ヒューリック日本橋本町 一丁目ビル
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長此下竜矢は、当社の第19期第1四半期（自 令和元年10月 1 日 至 令和元年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。